

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>①内容 地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の適用期限を3年間（平成26年3月31日まで）延長する。</p> <p>②対象地域（現行どおり） （現行） ア. 東海地震に係る地震防災対策強化地域 イ. 東南海・南海地震防災対策推進地域 ウ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</p> <p>③対象者（現行どおり） 大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等 例 病院、劇場、百貨店、旅館、学校、火薬類・薬品等の工場、電気・ガス等の事業所等</p> <p>④対象資産（現行どおり） 緊急地震速報受信装置及び関連設備</p> <p>⑤特別償却率（現行どおり）：100分の20</p> <p>租税特別措置法第11条の2</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	(-)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的  「大規模地震対策特別措置法」、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）は、特に大規模地震の発生の切迫性が高く、甚大な被害が予想されることから、行政だけでなく当該地域に存する事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性  緊急地震速報受信装置及びその関連設備は、不特定多数の者が利用する施設や危険物を取り扱う施設等に設置されることにより、当該施設の利用者の生命・身体の安全の確保、機械の停止等による被害の拡大の防止を図ることが可能となる。東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、いずれも甚大な人的・物的被害が発生することが想定されており、それぞれの地震に係る「地震防災戦略」において定めた、死者数及び経済被害を今後10年間で半減させるという目標を達成するために、緊急地震速報受信装置等の設置の促進は不可欠である。</p>											
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 1261 531 1451"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1261 1479 1451"> <p>国土交通省政策評価基本計画  【政策目標】4. 水害等災害による被害の軽減  【施策目標】10. 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1462 531 1776"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1462 1479 1776"> <p>全国における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。  緊急地震速報の利活用を促進させるために、特性や減災のための活用方策について各方面各地域に普及させるべく、関係省庁や各種団体と連携、協力して、講演会や受信端末展示会等のイベントを開催等して、緊急地震速報の受信装置の累計出荷台数を13万台（平成20年12月時点）から25年度までに26万台とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1787 531 1933"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1787 1479 1933"> <p>平成26年3月31日まで（3年間延長）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1944 531 2056"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1944 1479 2056"> <p>対象資産の普及状況の向上</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 2067 531 2141"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="539 2067 1479 2141"> <p>大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、事業者が地震防災対策用資産を積極的に整</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画  【政策目標】4. 水害等災害による被害の軽減  【施策目標】10. 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>全国における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。  緊急地震速報の利活用を促進させるために、特性や減災のための活用方策について各方面各地域に普及させるべく、関係省庁や各種団体と連携、協力して、講演会や受信端末展示会等のイベントを開催等して、緊急地震速報の受信装置の累計出荷台数を13万台（平成20年12月時点）から25年度までに26万台とする。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成26年3月31日まで（3年間延長）</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>対象資産の普及状況の向上</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、事業者が地震防災対策用資産を積極的に整</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画  【政策目標】4. 水害等災害による被害の軽減  【施策目標】10. 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>全国における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。  緊急地震速報の利活用を促進させるために、特性や減災のための活用方策について各方面各地域に普及させるべく、関係省庁や各種団体と連携、協力して、講演会や受信端末展示会等のイベントを開催等して、緊急地震速報の受信装置の累計出荷台数を13万台（平成20年12月時点）から25年度までに26万台とする。</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成26年3月31日まで（3年間延長）</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>対象資産の普及状況の向上</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、事業者が地震防災対策用資産を積極的に整</p>											

		<p>備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。</p> <p>なお、東海地震及び東南海・南海地震を対象とした「地震防災戦略」（平成17年3月30日中央防災会議決定、平成21年4月21日フォローアップ結果を中央防災会議に報告）、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」（平成20年12月12日中央防災会議決定）において、緊急地震速報の活用による人的被害の軽減が目標として明記されている。</p> <p>緊急地震速報の受信装置の累計出荷台数は22年3月時点で21万台。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>緊急地震速報の受信装置の適用件数：113件 感震装置及び緊急遮断装置の適用件数：6件</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>当該税制適用地域を対象に実施した平成20年10月の調査では、普及率が7%にとどまっている現状が明らかになった。対象資産である緊急地震速報受信装置は21年度から追加されたばかりであり、行政だけでなく、地域の事業者・住民を巻き込んだ普及啓発の取組が不可欠であり、それにインセンティブを与えるものとして当該税制は有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震防災対策用資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（3年間課税標準3分の2、平成26年3月31日まで（その後廃止））</li> <li>・地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（法人税）（特別償却率100分の20、平成23年3月31日まで（別途適用期限の3年延長を要望））</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>緊急地震速報受信装置等の設置により大規模地震による被害の軽減を図ることが可能となるが、その設置に要する費用負担を軽減するため、本特例措置を講じることが必要である。</p> <p>なお、平成19年10月から気象庁による緊急地震速報の一般向けの提供が開始され、緊急地震速報の普及を進めることで地震発生に際しての被害を抑制する効果が期待できることから、平成21年度税制改正において緊急地震速報受信装置を対象資産に追加する等の見直しを行ったばかりであり、その整備は未だ途上にある。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	昨年度から対象資産を変更しており、その実績は調査中である。
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	今年度、内閣府において政策評価の評価指標としており、その適用効果については調査中である。
	前回要望時の達成目標	<p>大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、事業者が地震防災対策用資産を積極的に整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。</p> <p>なお、東海地震及び東南海・南海地震を対象とした「地震防災戦略」（平成 17 年 3 月 30 日中央防災会議決定、平成 21 年 4 月 21 日フォローアップ結果を中央防災会議に報告）、「首都直下地震の地震防災戦略」（平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議決定）、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」（平成 20 年 12 月 12 日中央防災会議決定）において、緊急地震速報の活用による人的被害の軽減が目標として明記されている。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	地震防災対策用資産の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではないため後回しにされやすく、緊急地震速報受信装置は平成 21 年度から本特例措置の対象資産に追加されたばかりであり、その整備は未だ途上である。
これまでの要望経緯	<p>昭和 58 年度 創設</p> <p>昭和 60 年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>昭和 62 年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成元年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 3 年度 適用期限 2 年延長、対象資産の拡充、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 5 年度 適用期限 2 年延長</p> <p>平成 7 年度 適用期限 2 年延長</p> <p>平成 8 年度 対象地域の拡充</p> <p>平成 9 年度 適用期限 2 年延長</p> <p>平成 11 年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 12 年度 特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 13 年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ、適用対象者の限定</p> <p>平成 14 年度 特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 15 年度 適用期限 2 年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 17 年度 適用期限 2 年間延長、対象地域の拡大、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 19 年度 適用期限 2 年間延長、対象地域の拡大</p> <p>平成 21 年度 適用期限 2 年間延長、対象資産の拡充及び廃止、対象地域の拡充、特別償却率の引き上げ</p>	

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>①内容 地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の適用期限を3年間（平成26年3月31日まで）延長する。</p> <p>②対象地域（現行どおり） （現行） ア. 東海地震に係る地震防災対策強化地域 イ. 東南海・南海地震防災対策推進地域 ウ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</p> <p>③対象者（現行どおり） 大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等 例 病院、劇場、百貨店、旅館、学校、火薬類・薬品等の工場、電気・ガス等の事業所等</p> <p>④対象資産（現行どおり） 緊急地震速報受信装置及び関連設備</p> <p>⑤特別償却率（現行どおり）：100分の20</p> <p>租税特別措置法第44条、第68条の19</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	(-)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的  「大規模地震対策特別措置法」、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）は、特に大規模地震の発生の切迫性が高く、甚大な被害が予想されることから、行政だけでなく当該地域に存する事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性  緊急地震速報受信装置及びその関連設備は、不特定多数の者が利用する施設や危険物を取り扱う施設等に設置されることにより、当該施設の利用者の生命・身体の安全の確保、機械の停止等による被害の拡大の防止を図ることが可能となる。東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、いずれも甚大な人的・物的被害が発生することが想定されており、それぞれの地震に係る「地震防災戦略」において定めた、死者数及び経済被害を今後10年間で半減させるという目標を達成するために、緊急地震速報受信装置等の設置の促進は不可欠である。</p>										
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="322 1205 539 1406"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1205 1485 1406"> <p>国土交通省政策評価基本計画」  【政策目標】4. 水害等災害による被害の軽減  【施策目標】10. 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1406 539 1727"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1406 1485 1727"> <p>全国における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。  緊急地震速報の利活用を促進させるために、特性や減災のための活用方策について各方面各地域に普及させるべく、関係省庁や各種団体と連携、協力して、講演会や受信端末展示会等のイベントを開催等して、緊急地震速報の受信装置の累計出荷台数を13万台（平成20年12月時点）から25年度までに26万台とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1727 539 1883"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1727 1485 1883"> <p>平成26年3月31日まで（3年間延長）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1883 539 2011"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1883 1485 2011"> <p>対象資産の普及状況の向上</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 2011 539 2132"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="539 2011 1485 2132"> <p>大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、事業者が地震防災対策用資産を積極的に整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画」  【政策目標】4. 水害等災害による被害の軽減  【施策目標】10. 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>全国における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。  緊急地震速報の利活用を促進させるために、特性や減災のための活用方策について各方面各地域に普及させるべく、関係省庁や各種団体と連携、協力して、講演会や受信端末展示会等のイベントを開催等して、緊急地震速報の受信装置の累計出荷台数を13万台（平成20年12月時点）から25年度までに26万台とする。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成26年3月31日まで（3年間延長）</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>対象資産の普及状況の向上</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、事業者が地震防災対策用資産を積極的に整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画」  【政策目標】4. 水害等災害による被害の軽減  【施策目標】10. 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実</p>										
<p>政策の達成目標</p>	<p>全国における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。  緊急地震速報の利活用を促進させるために、特性や減災のための活用方策について各方面各地域に普及させるべく、関係省庁や各種団体と連携、協力して、講演会や受信端末展示会等のイベントを開催等して、緊急地震速報の受信装置の累計出荷台数を13万台（平成20年12月時点）から25年度までに26万台とする。</p>										
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成26年3月31日まで（3年間延長）</p>										
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>対象資産の普及状況の向上</p>										
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、事業者が地震防災対策用資産を積極的に整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、</p>										

		<p>当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。</p> <p>なお、東海地震及び東南海・南海地震を対象とした「地震防災戦略」（平成17年3月30日中央防災会議決定、平成21年4月21日フォローアップ結果を中央防災会議に報告）、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」（平成20年12月12日中央防災会議決定）において、緊急地震速報の活用による人的被害の軽減が目標として明記されている。</p> <p>緊急地震速報の受信装置の累計出荷台数は22年3月時点で21万台。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>緊急地震速報の受信装置の適用件数：155件</p> <p>感震装置及び緊急遮断装置の適用件数：7件</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>当該税制適用地域を対象に実施した平成20年10月の調査では、普及率が7%にとどまっている現状が明らかになった。対象資産である緊急地震速報受信装置は21年度から追加されたばかりであり、行政だけでなく、地域の事業者・住民を巻き込んだ普及啓発の取組が不可欠であり、それにインセンティブを与えるものとして当該税制は有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震防災対策用資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（3年間課税標準3分の2、平成26年3月31日まで（その後廃止））</li> <li>・地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税）（特別償却率100分の20、平成23年3月31日まで（別途適用期限の3年延長を要望））</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>緊急地震速報受信装置等の設置により大規模地震による被害の軽減を図ることが可能となるが、その設置に要する費用負担を軽減するため、本特例措置を講じることが必要である。</p> <p>なお、平成19年10月から気象庁による緊急地震速報の一般向けの提供が開始され、緊急地震速報の普及を進めることで地震発生に際しての被害を抑制する効果が期待できることから、平成21年度税制改正において緊急地震速報受信装置を対象資産に追加する等の見直しを行ったばかりであり、その整備は未だ途上にある。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	昨年度から対象資産を変更しており、その実績は調査中である。
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	今年度、政策評価の評価指標としており、その適用効果については調査中である。
	前回要望時の達成目標	<p>大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、事業者が地震防災対策用資産を積極的に整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。</p> <p>なお、東海地震及び東南海・南海地震を対象とした「地震防災戦略」（平成 17 年 3 月 30 日中央防災会議決定、平成 21 年 4 月 21 日フォローアップ結果を中央防災会議に報告）、「首都直下地震の地震防災戦略」（平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議決定）、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」（平成 20 年 12 月 12 日中央防災会議決定）において、緊急地震速報の活用による人的被害の軽減が目標として明記されている。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	地震防災対策用資産の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではないため後回しにされやすく、緊急地震速報受信装置は平成 21 年度から本特例措置の対象資産に追加されたばかりであり、その整備は未だ途上である。
これまでの要望経緯	<p>昭和 58 年度 創設</p> <p>昭和 60 年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>昭和 62 年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成元年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 3 年度 適用期限 2 年延長、対象資産の拡充、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 5 年度 適用期限 2 年延長</p> <p>平成 7 年度 適用期限 2 年延長</p> <p>平成 8 年度 対象地域の拡充</p> <p>平成 9 年度 適用期限 2 年延長</p> <p>平成 11 年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 12 年度 特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 13 年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ、適用対象者の限定</p> <p>平成 14 年度 特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 15 年度 適用期限 2 年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 17 年度 適用期限 2 年間延長、対象地域の拡大、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 19 年度 適用期限 2 年間延長、対象地域の拡大</p> <p>平成 21 年度 適用期限 2 年間延長、対象資産の拡充及び廃止、対象地域の拡充、特別償却率の引き上げ</p>	